

食材料費（副食費＝おかず代）の取扱について

公立保育所を利用し、一定の条件を満たした場合、副食費（おかず代）を免除する制度があります。主食（白ごはん）は岩沼市独自制度により無償で提供しています。

食材料費(副食費)の取扱いについて

★金額

国が定めた金額と同じ**5,100円**になります。

※国の制度改正により変動する場合があります。

★納付日・納付方法

毎月末日（当該日が土・日・祝日の場合は、次の金融機関営業日）に**口座振替**による納付となります。

（口座振替の手続きをしていない場合は、納付書払いとなります）

★免除対象の算定について

- ・世帯年収360万円未満相当であるか否かの確認は、4月と9月に行います。

利用者負担額（保育料）と同様に、保護者等※の市町村民税所得割額の合計額によって確認します。

※保護者等：児童の父母（事実婚含む）を言います。父母が市町村民税非課税の場合のみ同居の祖父母等を含みます。

- ・多子（第3子以降）の範囲は、次のとおりです。

市階層 B～C5-1 に該当する場合…子どもの年齢上限なし

市階層 C6～C13 に該当する場合…小学校就学前までの子ども

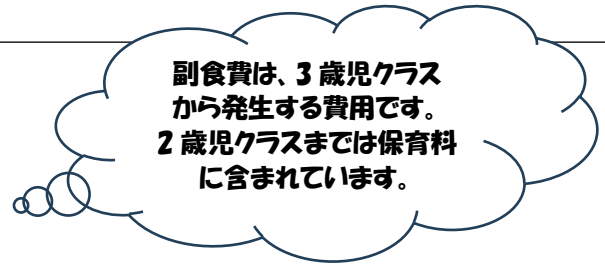
★保護者の皆様へのお願い

- ・次のような場合には、手続きが必要です。

① **世帯構成に変更があった場合**…「子どものための教育・保育給付認定申請内容変更届」を提出

② **保護者の税額に変更があった場合**…市役所子ども福祉課へ連絡

手続きにより世帯全体の市町村民税額が変更となり、免除対象となる場合または対象外となる場合には、市役所子ども福祉課から通知します。



減免制度について

給食を食べない日が連続して5日以上あることがあらかじめ分かっている場合、食材料費（副食費）の減免を受けることができます。減免を希望される場合は、お通りの保育所で手続きを行ってください。

◎提出書類：**食材料費減免申請書**（様式は保育所にございます）

◎提出期限：**給食を食べない日の初日の前日から起算して2週間以上前まで**

○免除対象

副食費（おかず代）

○免除対象者

- ・年収360万円未満相当世帯※の児童
- ・第3子以降の児童

※市階層 A～C5 及び要保護世帯（ひとり親世帯、障がい児（者）のいる世帯）における市階層 A～C6 に該当する世帯

	第1子	第2子	第3子
年収360万円未満相当の世帯の児童	免除対象		
年収360万円以上相当の世帯の児童	保護者負担		

問い合わせ

岩沼市役所子ども福祉課 保育支援係

電話 0223-23-0826